

統合幕僚監部達第41号

表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第49号)に基づき表彰の実施に関する達の一部を改正する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

表彰の実施に関する達

改正 平成26年3月26日 統合幕僚監部達 4号
改正 平成27年10月1日 統合幕僚監部達17号
改正 平成29年3月27日 統合幕僚監部達 2号
改正 令和 元年6月24日 統合幕僚監部達 1号
改正 令和 4年3月17日 統合幕僚監部達 8号

(目的)

第1条 この達は、表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第49号)の実施について必要な細部事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において、部等とは、部、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官をいう。

(表彰審議委員会)

第3条 統合幕僚監部に表彰審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第4条 委員会の任務は、統合幕僚監部の部等の表彰上申枠配分基準数及び表彰上申案について審議し、統合幕僚長の諮問に答申するものとし、公正かつ適切に運営するものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、委員及び幹事をもって構成する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部人事教育課長

(2) 運用部運用第1課長

(3) 防衛計画部防衛課長

(4) 指揮通信システム部指揮通信システム企画課長

(5) 参事官付政策調整官

(6) 総括副報道官

(7) 首席法務官付法務班長

(8) 首席後方補給官付後方補給官(補給)

4 幹事は、人事教育課補任班長をもって充て、表彰事務を担当させる。

(表彰上申枠配分基準数)

第6条 別に定められた賞詞授与率(基準)に基づいて、当該年度当初(4月1日)の現員に見合う部等の表彰上申枠配分基準数を年度当初に明示する。

(表彰上申手続)

第7条 部等の長は、表彰上申を行う場合、表彰上申者名簿(別紙様式第1)及び表彰案文(別紙様式第2)を作成し、希望する表彰日の約3週間前までに統合幕僚長(長気付)へ上申するものとする。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成26年3月26日統合幕僚監部達第4号)

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則(平成27年10月1日統合幕僚監部達第17号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日統合幕僚監部達第2号)

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則(令和元年6月24日統合幕僚監部達第1号)

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月17日統合幕僚監部達第8号)

この達は、令和4年3月17日から施行する。

別紙様式第1(第7条関連)

整理 番号	配 置	階 級 氏 名	在職期間 (年-月)	表彰歴 (年月日)	上 申 案		備 考
					等級区分	功績の概要	
例	〇〇部 〇〇課 〇〇班 (〇〇係)	〇等〇佐 ふりがな 〇〇 〇〇	2-0	3級(職) (〇〇.〇〇.〇〇) 4級(業) (〇〇.〇〇.〇〇) 5級(災) (〇〇.〇〇.〇〇)	3級賞詞 (職務遂行) 4級賞詞 (業務改善) 5級賞詞 (災害派遣)	1 令和〇〇年〇〇月、〇〇課〇〇班〇〇係として着任以来、 その職務の重要性を深く認識し、よく上司の意図を体し、旺盛な責任感と実行力をもって誠実かつ積極的に職務を遂行した。 2 特に、・・・に貢献した。 3 また、・・・に寄与した。	
1							
2							
3							

第〇級賞詞〇第 号

賞詞

統合幕僚監部〇〇部

〇等〇佐 〇 〇 〇

右は令和 年 月〇〇〇〇〇〇として着任以
来・・・

令和 年 月 日

統合幕僚長

〇将 〇 〇 〇